

建築基準法第7条の6第1項第1号の仮使用の認定基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法第7条の6第1項第1号に規定する特定行政庁の仮使用の認定に関し、安全上、防火上及び避難上支障がないと認められる一般的な基準を定めるものである。

(用語)

第2 この基準における用語の定義は、建築基準法(以下「法」という。)及び建築基準法施行令(以下「令」という。)の例による。

(新築の仮使用部分における技術基準)

第3 本基準が適用される新築の建築物の部分は工事計画に応じて、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に計画されていること。

2 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容に応じて、防火上有効に区画されていること。防火上有効な区画とは、建築物の種別ごとに、以下の基準による。また、用途、工事内容によっては、耐火構造とした壁、床での区画を要する。

① 耐火建築物にあつては、準耐火構造とした壁、床。

② 法第2条第9号の3イに規定される準耐火建築物にあつては、間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボードを張った壁及び防火構造の軒裏と同等の天井。

③ 令第109条の3第1号に規定される準耐火建築物にあつては、準耐火構造とした壁、床。

④ 令第109条の3第2号に規定される準耐火建築物にあつては、間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボードを張った壁及び不燃材料の天井。

⑤ その他の建築物にあつては、不燃材料の壁、天井。

3 仮使用部分は、次の表の左欄のものが右欄に適合していること。

防火区画	令第112条
廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口	令第5章第2節から第5節まで
特殊建築物等の内装	令第5章の2
非常用の昇降機	令第129条の13の3
消防用設備等	消防法第17条

4 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち仮使用部分の床面積が最大の階における床面積100㎡につき30cmの割合で計算した数値以上確保されていること。

5 仮使用部分の使用者の動線は、工事用資材等の搬出入及び工事関係者の動線と明確に区分し、互いに重複(敷地内の部分を含む。)することがないこと。

6 仮使用を行う区域に建設資材等の落下等による事故が生ずる恐れがないこと。

7 市長が安全上、防火上及び避難上必要と認める措置が講じられていること。

8 仮使用の認定期間は、3年以内で市長が必要と認める期間内であること。

(既存の仮使用部分における技術基準)

第4 本基準が適用される既存の建築物の部分は、工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、防火管理の体制等が適切に行われること。

2 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容に応じて、防火上有効に区画されていること。防火上有効な区画とは、建築物の種別ごとに、以下の基準による。また、用途、工事内容によっては、耐火構造とした床、壁での区画を要する。

① 耐火建築物にあつては、準耐火構造とした壁、床。

② 法第2条第9号の3イに規定される準耐火建築物にあつては、間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボードを張った壁及び防火構造の軒裏と同等の天井。

③ 令第109条の3第1号に規定される準耐火建築物にあつては、準耐火構造とした壁、床。

④ 令第109条の3第2号に規定される準耐火建築物にあつては、間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に厚さ9.5ミリメートル以上のせっこうボードを張った壁及び不燃材料の天井。

⑤ その他の建築物にあつては、不燃材料の壁、天井。

3 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙設備の風道の吹出口等が、不燃材料で塞がれていること。

4 仮使用部分は、次の表の左欄のものが右欄の規定に適合していること。

防火区画	令第112条第11項から第13項及び第19項(第11項から第13項に係る部分に限る。)
廊下、避難階段及び出入口	令第120条、第121条及び第125条
排煙設備	令第126条の2及び第126条の3
非常用の照明装置	令第126条の4及び第126条の5
非常用の進入口	令第126条の6及び第126条の7
特殊建築物等の内装	令第5章の2
消防用設備等	消防法第17条

5 屋外階段等の避難施設は、仮使用部分の形態、使用状況に応じて適切に配置されていること。

6 仮使用部分の使用者の動線は、工事用資材等の搬出入及び工事関係者の動線と明確に区分し、互いに重複(敷地内の部分を含む。)することがないこと。

7 市長が安全上、防火上及び避難上必要と認める措置が講じられていること。

8 仮使用の認定期間は、3年以内で市長が必要と認める期間内であること。

(仮使用の認定申請)

第5 建築基準法第7条の6第1項第1号に規定する特定行政庁の仮使用の認定申請は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第4条の16第1項に定めるものの他に以下に掲げる図書等を添付しなければならない。

(1) 次の各号に掲げる図書(A-3以上)

- i 案内図
- ii 配置図(仮使用通路と工事用通路の区分、仮囲いの位置等を明示)
- iii 平面図(仮使用部分と工事部分の区分、区画位置及び方法、非常用の照明装置等を明示)
- iv 立面図(仮使用部分と工事部分の区分を明示)
- v 詳細図(仮囲い、仮設通路等)

(2) 次の各号に掲げる書面

- i 委任状
- ii 安全計画書(別記様式)
- iii 工程表(本工事の工程表に仮使用期間を明示)

(3) その他市長が必要と認める図面又は書面
(雑則)

第6 この基準は、法第 87 条の4又は法第 88 条第 2 項において準用する。

2 法第 18 条第 38 項第 1 号において第1から第4の基準を準用する。なお、この場合の特定行政庁の仮使用の認定申請は、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 8 条の2の2において準用される第 4 条の 16 第 1 項に定めるものの他に第5(1)から(3)に掲げる図書を添付しなければならない。

3 市長が安全上、防火上及び避難上支障がないと認められる場合は、この基準によらないことができる。

(附 則)

施行期日

この基準は、平成 18 年(2006 年)7月 1 日から施行する。

(附 則)

施行期日

この基準は、平成 18 年(2006 年)12 月 1 日から施行する。

(附 則)

施行期日

この基準は、平成 19 年(2007 年)6 月 20 日から施行する。

(附 則)

施行期日

この基準は、平成27年(2015年)6月1日から施行する。

(附 則)

施行期日

この基準は、令和元年(2019年)6月25日から施行する。

(附 則)

施行期日

この基準は、令和7年(2025年)6月1日から施行する。